

鳴門市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行う。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 従前の訪問介護（旧介護予防訪問介護）相当サービス

旧介護予防訪問介護と同等のサービス

(イ) 緩和した基準による訪問型サービス

有資格者（訪問介護員）による身体介護、事業所職員（資格は問わない。）による生活援助等

(ウ) 生活援助型訪問サービス

事業所職員（資格は問わない。）による生活援助等

(エ) 訪問型短期集中予防サービス

理学療法士、作業療法士等による居宅での相談指導等

(オ) 訪問型移動・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援及び移送前後の生活支援等

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 従前の通所介護（旧介護予防通所介護）相当サービス

旧介護予防通所介護と同等のサービス

(イ) 緩和した基準による通所型サービス

運動・レクリエーション、閉じこもり予防等、心身機能の維持・向上のためのプログラムの実施

(ウ) 通所型短期集中予防サービス

理学療法士、作業療法士等による生活機能の向上のための機能訓練・運動・レクリエーション等

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額）

第4条 省令第140条の63の2第1項第1号イ及び同項第3号イの規定により市長が定める第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる単位数に10円を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

3 第1号事業支給費の額は、前2項の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、法第59条の2第1項本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、法第59条の2第2項に規定する同条第1項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、第3項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

（第1号事業支給費に係る審査及び支払）

第5条 市は、第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により徳島県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第1号事業支給費に係る支給限度額）

第6条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、要支援認定により要支援2と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、法第59条の2第1項本文に規定する政令で定める額以

上である居宅要支援被保険者等にあつては、前２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の８０」とする。

４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、法第５９条の２第２項に規定する同条第１項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、第１項及び第２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の７０」とする。

５ 支給限度額の参入対象となるサービスは、第１号訪問事業のうち従前の訪問介護（旧介護予防訪問介護）相当サービス及び緩和した基準による訪問型サービス並びに第１号通所事業のうち従前の通所介護（旧介護予防通所介護）相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスとする。

（高額介護予防サービス費相当事業費の支給）

第７条 市長は、第１号事業の利用に係る利用者負担額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当事業費を支給する。

２ 高額介護予防サービス費相当事業費の支給は、法第６１条の規定を準用する。

（高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給）

第８条 市長は、第１号事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。

２ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給は、法第６１条の２に定める規定を準用する。

（第１号事業支給費の額の特例）

第９条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第１号事業支給費の額の特例を決定することができる。

２ 第１号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、鳴門市介護保険利用者負担減免取扱規則（平成１９年鳴門市規則第８号）の規定を準用する。

３ 法第６０条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第１号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

（指定事業者の指定）

第１０条 市長は、法第１１５条の４５の３第１項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

（１）申請者が、法人でないとき。

（２）その他市長が指定をしないこととする特別の理由があるとき。

（指定事業者の指定の更新期間）

第１１条 省令第１４０条の６３の７の市町村が定める期間は、６年間とする。

(指定の基準)

第12条 指定事業者は、次に掲げるサービスに応じて、それぞれ次に掲げる基準に従い第1号事業を行うものとする。

(1) 従前の訪問介護（旧介護予防訪問介護）相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）の例による。ただし、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準省令」という。）第37条2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(2) 緩和した基準による訪問型サービス

別表第2に定める基準

(3) 生活援助型訪問サービス

別表第2に定める基準

(4) 従前の通所介護（旧介護予防通所介護）相当サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定する基準（旧介護予防通所介護に係るものに限る。）の例による。ただし、基準省令第106条2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(5) 緩和した基準による通所型サービス

別表第2に定める基準

(指定の変更等の届出等)

第13条 指定事業者は、当該指定の申請事項のうち、省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号までに掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、休止した当該指定第1号事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、法第78条の5又は第115条の15の規定による届出があったときは、当該届出と同一の事由に基づく前各項の届出があったものとみなす。

(情報提供)

第14条 市長は、法第115条の45の5第1項、法第115条の45の6第1項及び前条第2項の規定による申請又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、徳島県、徳島県国民健康保険団体連合会その他機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報を提供することができる。

(指導及び監査)

第 15 条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表第 1 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日以後の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額から適用し、令和6年3月31日までの第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、令和6年6月1日以後の第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額から適用し、令和6年5月31日までの第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額については、なお従前の例による。